

水 トラスト

ニュース

May. 2002 vol. 7

contents

- 御嵩町の現在
御嵩町環境基本条例が制定される … 1～4
- 水源の森・みたけから
森開き3周年記念コンサート … 5～6
- 大豆を食べながら流域圏を考える … 7～8
- 新聞から フード・マイレージ … 9
- 御嵩のお店紹介
フェアトレード&エコロジー「銀の森」…10

御嵩町環境基本条例が制定される

岡 秋 帆

MITAKE NOW MITAKE NOW

経緯と背景

本年三月の御嵩町議会定例会において環境基本条例が採決され、13対4の賛成多数で原案通り可決された。条例は四月に公布され、一年後の施行が想定されている。今後はこれに合わせて関連する個別条例、規則、要綱の策定などの整備が進められることとなっている。

御嵩では産業廃棄物処分場計画をめぐって住民の運動が展開され、97年実施の住民投票においては圧倒的な大差で「反対」の住民の意思が明確に示されている。その後、町内は一見以前のような静けさを取り戻したかのようではあるが、いわゆる住民投票の法的非拘束性から産廃計画は「仮死状態」で存続しており、業者の計画実施の姿勢に変化はない。また、岐阜県側も解決への意欲など全く見られない。柳川町長は一昨年あらためて岐阜県知事あてに再質問を含め90項目以上にわたる質問状を出したが、昨年の回答は何ら計画の「疑問と懸念」に正面から答えるものではなかったからである。

このような産廃問題の膠着状況と、高揚した住民の環境保護への意識と計画の全面的中止への切実な願いを背景に、条例案は環境基本条例等検討委員会（一般公募委員10名、識見者2名、事業者2名、専門委員2名、計16

名で構成）で検討され今回目の目をみることになったわけであるが、当然というべきか、検討の各段階で産廃が深い影を落とすこととなった。それは御嵩町在住の寿和工業顧問が一般委員枠で入ったことに象徴的に表れている。この認否をめぐっては2000年10月の第一回召集以前に町当局と一悶着があったほか、最終案決定の本年2月第十二回審議終了後にも議事に関する抗議のため当顧問が推進側議員とともに当局に押し掛けるというような「場外騒ぎ」の尾ひれまでついている。業者参加の正式な説明会も公聴会も実施されたことがないという異常な御嵩の産廃問題であるが故に、当の業者が一般の公の場に姿を現すのは、計画が明らかになって以来全く異例のことである。その上に、公式な場で町職員でも議員でもない一般住民が、なんと業者との最初の「対決」をすることとなったのである。

こういうわけで制定に至るまでにはさまざまに紆余曲折があったが、なにはともあれ住民投票以来初めて御嵩町民の環境についての考え方を結実させた。自然環境の保護と創造を基本理念とする町づくりをめざす上で、また住民投票結果の実質化をはかるという点から見たとき、本条例はどうであろうか。

御嵩らしい前文

近隣の多治見市の条例と比べてもほぼ長さが二倍の前文には、21世紀においては環境への真摯、かつ着実な取り組みが最優先課題とうたわれ、木曾と飛驒の山々と濃尾平野が接する御嵩は自然と人間の活動がせめぎ合い、折り合いをつける環境前線の町と位置付けられている。また、産廃処理場建設をめぐる住民投票では住民が、大量生産・大量消費・大量廃棄のシステムより環境を、カネより命を選択したこと、地球環境破壊から保護への時代の転換点にあつて自然と人間の資源を活かしながら先人から受け継いだ豊かな環境を後世に引き継ぐということ、これら二点の認識の上にたつて、町・事業者・町民が一体となり環境の保全と創造に取り組むことにより、「安心して暮らせる町」を目指すと言言されている。

ここには、一般論にとどまらない御嵩独自の環境についてのアピールがなされている。それは、産廃受け入れによるメリットより健康に暮らせる環境を選んだ現在の住民の投票結果の基礎の上に立って、人類史の未来へ向けて環境についての基本的な考え方と施策の方向性を打ち出す明確な主張である。この環境の保護と創造への宣言は、御嵩の里山から地球規模にまで広がる広域性とスケールの大きさをもった環境への取り組みが、ささやかな「安心して暮らせる町」をめざすという目的に回帰してくる謙虚さと着実性をも併せもっている。実に、木曾川の水を一滴も飲まない御嵩町民が示した産廃住民投票の想像力を彷彿とさせるではないか。

町、及び事業者に対するチェック体制に独自性

本条例の根本的な考え方は、町（自治体）・事業者・町民の公平な分担論であり三者の責務がそれぞれ明確に規定されているが、主権者は町民であり、その権利は環境権として明確にされている（第3条）。そして、それを具体化するために、住民の参加と情報の提供が入れられている（第4条、7条など）。

なお、事業者の責務として、環境保全と創造に関する町（町民）との協定の締結への協力が明記された（第5条）ことは画期的である。

さらに、町や事業者の事業活動に関する町民の苦情を処理するための環境オンブズパーソン組織を設置し、調査・勧告・意見表明などの権限を与えた。特に町に対しては勧告という強い権限を与え、事業者に対しても意見を表明する権限を与える先進的な制度になっている。（第24条）。

このオンブズパーソンの勧告・意見表明などに対して、町長に必要な措置をとる義務を課している（第25条）が、首長の責務が規定されるのも特徴的である。

今後の環境施策の方向性と構え —循環型社会構築と広域的連携

廃棄物の発生抑制と資源リサイクルを町、事業者、及び町民の責務として課し、町には循環型社会構築をもとめている（第4条、5条、6条）。町の事業全般において環境の保全と創造の優先的な配慮を求め、環境に著しい負荷を与える判断された場合は、事業の変更、修正の措置をとること（第8条）、事業者に対しては環境に著しい負荷を与える事業を指定し、環境アセスメントを行わせ（第10条）、環境保全に支障を及ぼす行為や公害の原因となる行為に対して町長は規制措置をとること（第11条）が明確にされている。誘導的措置としては、環境への負荷を生じさせる活動に対して、負荷を減減させるために適正な経済的負担を課すこと（第12条）がうたわれ、レジ袋税条例導入などが視野に入れられている。

これらの他にも新しい内容が盛り込まれている。その一つがNPOとの連携であるが、特に産廃問題によって明らかになった木曾川流域圏の連携の必要性が意識されており、国、県、他市町村のみならずNPOとの広域的連携、協力の推進の姿勢が明らかにされている（第18条）。同様に、水道水源保護条例も広域的連携によって行うことになっており、こ

れへの基礎ともなっている（第11条、18条）。

環境保護・創造の活動と環境教育 に人材登用―人づくりを重点化

本条例のもう一つの側面は、人づくりである。特に、町内に棲息するオオタカなどの希少動物に代表される野生動植物の保全・保護・生物の多様性確保が町の責務として入れられているが、これは現状でも町民の努力に大きく依存している。これらの環境保護と創造のための活動と環境教育のリーダーを環境マイスターとして認定し、その活動を奨励する（第4条）ものであるが、環境マイスターは環境審議会のメンバーであるのみならず、町の環境教育・学習の中心となる。また町は環境学習の機会を提供すると同時に、学校教育においても積極的な措置をとることになっている。（第14条、20条）。

このように、次世代の育成にも大いに意欲を見せる内容となっている。

終わりに

以上見た通り、町、事業者に対して独自のチェック体制を敷き、近未来の循環社会達成に向けて施策の方向を示す内容となっている。言うまでもなく、本条例は基本条例であるので抽象的な内容となっている。具体的には当

面、関連する個別条例や施行規則、要綱などの策定水準の如何をみなければなるまい。

町民にとつては、まだまだ大きな仕事が続く。個別条例などの細部の審議を首尾よくクリアーすることだけではない。この環境基本条例、関連する個別条例、その他諸規則すべてが整備され実施にうつされても、これらの体系を支えるのは町民自身であるからだ。

条例の構成

本条例は、前文と全26条、及び附則からなっており、環境基本条例としては他市と比較して条項が多く、前文も長いものになっている。構成は以下のとおりである。

前文

第1条（目的）、第2条（定義）、第3条

（基本的な考え方）、第4条（町の責務）、

第5条（事業者の責務）、第6条（町民の責務）、

第7条（環境基本計画）、第8条（町の事業の策定に当たつての配慮）、第9条

（年次報告）、第10条（環境影響評価の推進）、

第11条（規制的措施）、第12条（誘導的措施）、

第13条（支援的措施）、第14条（環境学習等の推進）、

第15条（民間団体等の自発的活動を推進するための支援）、

第16条（環境情報

の収集と提供）、第17条（調査等の実施）、

第18条（広域的連携）、第19条（環境審議会の設置）、第20条（審議会の組織）、第21条

（審議会の掌握事務）、第22条（環境オンブズマンの設置）、第23条（環境オンブズマンの組織）、第24条（苦情の調査及び報告等）、第25条（町長の責務）、第26条（委任）、附則

主な条項

地球環境の保全を、温暖化やオゾン層の破壊の進行、大気の汚染、水質の汚濁、野生生物の種の減少、放射性物質や化学物質によるその他の環境に影響を及ぼす事態に対する環境の保全として定義（第2条）

何人も良好で快適な環境を享受する権利を有するとして環境権を規定（第3条）

町の責務として、大気、水、土壌、森林と野生動植物を現在と将来の町民のため保全、保護する責務、野生生物の種の保存と生物の多様性確保の責務を規定（第4条―1、4）

町が実施する環境の保全と創造に関する全ての行為について、情報の提供と住民参加の手続きを整備する義務がある。（第4条―2）

環境への負荷の少ない循環型社会構築し廃棄物の発生抑制、資源のリサイクルとエネルギーの適正な利用促進を町の責務と規定（第

4条—4)

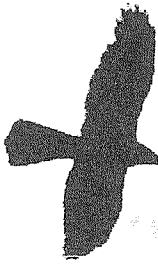
町の責務として環境に関する活動と環境学習のリーダーを環境マイスターとして認定、活動を奨励する(第4—4)

事業者の責務として、廃棄物の発生抑制、省エネルギーとリサイクルの推進、資源の有効利用を規定(第5条—2)

また、事業者は環境保全と創造に関する町(町民)との協定の締結などに協力する責務がある(第5条—3)

町長は環境基本計画を定めるに当たっては町民の意見を反映させるために公聴会・パブリックコメントなどの措置をとるとともに町環境審議会の意見を聞かねばならない(第7条)

町の事務事業全般において、環境の保全と



創造に優先的に配慮し、そのうち環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものについて、適正な配慮がなされたか、最良の選択であるか調査し、環境に著しい負荷を与えると判断した場合は、事業の変更や修正の措置をとる(第8条)

町は事業者の土地形状の変更、工作物の新設その他の事業で環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を指定し、事業者自らに環境アセスメントを行わせることができる(第10条)

町長は、良好な環境の保全に支障を及ぼす行為や公害の原因となる行為を行う者に対し必要な助言、勧告や規制の措置をとる(第11条)

町は、環境への負荷を生じさせる活動を行っている者に対して、その負荷を軽減するため適正な経済的な負担を課したり、措置をとる(第12条)

町は、町民、事業者、や民間団体に対し環境学習の機会の積極的な提供と、学校教育の場で環境に関する体験学習の機会の積極的な提供の措置をとる。また、環境マイスターの進める環境教育と環境学習に必要な措置をとる(第14条)

町は地球環境の保全その他の広域的取り組みを必要とする施策を積極的に国、県、他の市町村と民間団体及びNPOと連携し協力する(第18条)

環境審議会は、公募の町民、事業者、民間団体やNPOの代表者、環境マイスター、識見者の中から委員を委嘱する(第20条)

町は環境の保全と創造のため町や事業者の事業活動に関する町民が申し立てた苦情を中立的立場から処理するため環境オンブズパーソン(定数3人)を置く(第22条、23条)

環境オンブズパーソンは必要ときは、町に情報提供を求めたり、実地調査をすることが出来る。また、調査の結果、必要なときは、町長に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告でき、制度の改善を求めるための意見も表明できる。(第24条—1、4、5)

事業者に対しても、是正等の措置を講ずるよう意見を表明できる(第24条—6)

町長は環境オンブズパーソンの勧告や意見表明を尊重し、必要な措置をとる責務がある。また、町長はその勧告や意見表明と措置を審議会に報告し、町民に公表する。(第26条)

水源の森・みたけから

森開き3周年記念コンサート「森のささやき」
付録 丸太小屋建設現場から

森の音楽会

2001年10月13日(土)、水トラスト3周年記念「森の音楽会」は、私が「水トラスト」とかわる最初の機会だった。そこに住む動物が出てきそうな響きのタイトルもいい。会場まで行くのもわくわくだった。

御嵩の公民館から車で山道を通り、民家が見えてくる所へ。そこからは歩いて山の中へ入る。車輪の跡と落ち葉でできた土の道、高い杉林に囲まれて、少し寒く暗い所を15分程歩く。他と変わりに山道に、切り出した木や枝でできた門が入り口の目印だった。そこをくぐってさらに行くとも今までの山道と違う地面の広がり、ステージがあった。木と木の間に「森の音楽会」の幕。私にはトトロのアニメにでてくるような秘密の場所に思えた。もう何度目かの人たちがだんだん集まってきて、中

央に火がおこされる。

音楽会の始まりは南米の民俗楽器のグループ「キルキンチョ」。平日は社員だそうだ。「コンドルは飛んでいく」といえば音は想像がつくと思う。山の空気のなかで楽器も正しい使われ方で響いていた。

音が明るいような、ちよつとかすれた渋さが悲しいような、とても心に残る



音だった。

2つめは宮本猛さんと奥さん、宮本さんが作詞作曲したものをギターで弾き語り、奥さんはアコーデオンで伴奏する。夫婦で自分の歌を聞いてもらえるなんて、歌作りも楽しいだろうと思う。やさしいまじめな人柄が伝わる歌だった。

私たちは、歌を聴きながらおにぎりを食べ、お酒を飲む。こんな自然の中で食べるのは久しぶりで、音楽がとけた山の空気のなかで本当においしいと感じた。たけのこやきのこを採って、そこで味噌汁にして食べた子供の頃を思い出した。

演奏が終わってから、かたづけが始まる。幕がおろされ、ステージは板がはずされ、山から切ってきた丸太置き場だったとわかった。これから小屋に変わる材料。自然の山はどんな形にもかわる。

歌ってくれた人のまじめさ、ステージに変った丸太置き場、おいしい空気の中で食べたおにぎり。森の門からの空間はできるだけ多くの人で守る場所なのに、誰にも教えたくない秘密の場所にしておきたい気分だった。

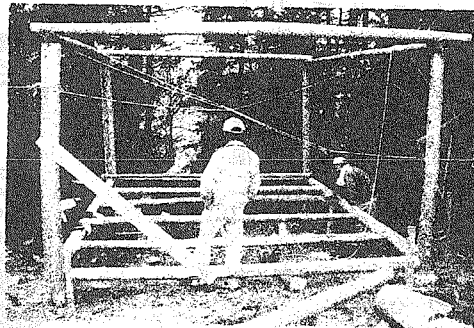
市村加奈子

<付録> 丸太小屋建設現場から

98年の森開き以降、丸太小屋のイメージづくりから始まり、伐採・整地、間伐・

は遅々として進みませんが、これも「効率・コスト」優先の20世紀物質文明のりこえる一実践であるとこじつけてみたい。ともあれ「小屋らしく」見える段階まで到達しました。

運搬・皮むき、材料カット・ホゾ加工、一斗缶束設置、材料組み立てと作業を積み重ねてきました。



降雨・降雪・猛暑などの悪条件と、飲んで食べておしゃべりしながらの小屋作り

小屋建設隊員 K

大豆を食べながら流域圏を考える

糸土 広

本誌6号で「くらしを耕す会」の由利厚子さんからアピールのあった大豆畑トラストの豆が我が家にも届けられた。日本消費者連盟の提唱で始まった大豆畑トラスト運動のほうは、遣伝子組換え作物反対運動の一環として始められたが、由利さんたちのトラスト運動は飛騨・木曾川流域圏内自給の第1歩として位置付けられているところに独自性がある。由利さんは、この流域圏を人間と自然の営みが自立的に成立する単位としての生命地域（バイオリージョン）にとらえている。世界中の地域経済、農林業あるいは食そのものを含めた文化を壊滅させつつあるグローバリゼーションという名のブラックホールとの戦いは容易ではないが、流域圏を拠り所にした対抗は大きな力になると思う。

さて、まずは大豆の食べ方である。子供の頃は大豆を油で煎ったところへ味噌を加えて甘く仕上げた「鉄火みそ」が大の好物であった。豆のコリコリ感と甘味噌のうまみでご飯が何杯でも食べられた。しかし今や歯がぼろぼろでとてもだめ。もちろん「煎り豆」など問題外の外。節分といえ、子供の頃は決まっていた鬼の面を作り、豆まきをして年齢分だけの豆を食べたものであったが、そういう歳時記も今では過去のものとなりつつある。

我が家で最大の豆の消費方法は味噌の仕込みである。大豆が3キロなら、米麴3キロ、食塩1・5キロに豆を煮る時の水分が加わって、12〜13キロの味噌が出来る。3年後には、毎月1キロずつのおいしい味噌が食べられる勘定にな



る。というわけで我が家の物置には味噌瓶が最低4個は並んでいる。約30年間続いた定番の大豆消費法である。

今年も新趣向で、納豆作りを始めた。わらづとに包むというような格調高い方法ではなく、実に簡便な方法である。まず大豆を柔らかくなるまで煮る。煮えたら煮汁を捨て、

そこへ市販品の納豆を混ぜ込んで、保温しておく約1昼夜で納豆が出来あがる。我が家では、大豆300グラムにミニ納豆1パックを加えている。保温はシャトルシエフという名の2重鍋を使って、豆を煮た時の余熱をそのまま保温している。途中で1〜2回、コップ1杯の熱湯を中鍋と外鍋の間にに入れて加温してやる。納豆菌は高温でも死なず、50〜60度くらいでもく増殖する。2重鍋がなければ、コタツとか、発泡スチロールの箱にお湯を入れたビンと抱き合わせにしてやる方法もある。

出来あがった納豆の一部を取って置いて、次ぎの仕込みの時の「たね」にするのが理想形であるが、今のところあまりうまくいっていない。なぜかアンモニア臭の強い納豆になってしまうのである。豆を煮るかわりに蒸す方が良いかもしれない。煮汁に栄養や旨みが溶けてしまうことを防ぐ事が出来るからである。

手製の納豆の味はなかなかのものである。うまく出来た時は、豆の表面に白い膜がきれいはるし、納豆特有の良い臭いがする。その時の満足感も味のうちかもしれない。また、納豆は近年、健康食品として人気上昇している。あ

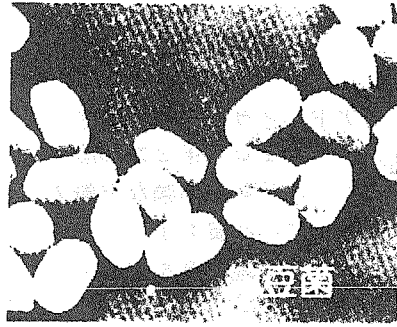


室町時代

のねばねばの中に納豆キナーゼという酵素が含まれていて、血液の塊を分解してくれるらしい。ビタミンBが原料の大豆よりも高濃度で含まれている、つまり納豆菌がビタミンを作っているらしいのである。

もう一つ気が付いた事がある。タマネギや大根おろしの辛味を消す成分が含まれているらしいのである。だから納豆と混ぜて食べる時のタマネギの微塵切りは水にさらさずに直接に混ぜてしまえばOKである。ちなみに私はこのタマネギ入りの納豆が好物である。ネギなんかよりも数倍うまい。

煎った豆を電動のコーヒーマルで粉にすれば黄な粉になるがまだ試してはいない。なぜかというところ、黄色い黄な粉があまり好きではないからである。私の育った東北では、黄な粉といえはウグイス色のものであった。東北特産のアオバタ豆(青大豆)を粉にひいたもので、色も美しいが味も香りもまた格別である。このアオバタ豆の種子を送ってもらって名古屋で何度か栽培を試みたが、いずれも失敗に終わった。大きな鞘を付ける所まではいつても、実が入らないのである。



大豆畑トラストも3年目に入るようであるが、契約数が順調に伸びているわけではないそうである。この文章を読んだ人でまだ申し込んでいない人は早速申し込んでほしい。「くらしを耕す会」の中に「流域自給をつくる大豆畑トラスト事務局」がある。連絡先は、名古屋市中昭和区広路本町4-2 (TEL 052-851-7200) である。大豆を始めの1歩として、



流域内自給、地産地消のシステムの確立を目指して進んで行きたいものである。石油や電気を使いまくって生産され、黒煙粒子を撒き散らすジーゼルトラックで高速道路を運ばれてくる農産物が、地場産より安いというのにはトリックがある。トリックの最大のタネは、石油が不当に安いことである。不当性の中味はたくさんあるが、例えば、石油を燃やす事

から発生する二酸化炭素による温暖化効果や、排ガスに含まれる発ガンや花粉症をもたらす黒煙粒子の害などに対するペナルティを、石油を浪費するものが支払っていない。フリーライドすなわちタダ乗りなのである。高速道路の通行料でもトラックは不当に優遇されている。道路は車の重量の2乗に比例して損傷を受けるといわれているが、その点だけから見れば10トントラックは1トンの乗用車の100倍も道路をいためていることになる。ところが通行料は2倍程度にすぎない。

こうした矛盾を是正する方策として環境税が今最も有効であろう。石油を浪費する者のタダ乗りを許さず税金をかけ、集められた税金は環境を守るために使うという制度である。しかし日本政府も財界も、環境税に対して極めて消極的である。流域内自給を目指す運動が、意識の高い人々による思い入れに依拠しているだけでは限界があるわけで、グローバル化のトリックを支える様々な不公平、不当性を追及し、環境税などの導入によって地場物が価格でも競争できるところまで環境整備をしていくことが必要なのである。それは座して待っているだけでやってくるわけではないから、例えば少々値段が高くて安全な食品を食べたいという人々や、流域圏自治に思いを寄せる人々が先導しつつ、合せて政府や財界に対して環境税を求めていくということになる。

地場産消費で環境負荷軽く NACS中部支部消費生活アドバイザー・柴田智子
(朝日新聞2001年5月10日第2愛知版)

食品売り場を見ると、セーフガードで話題になった野菜以外にも、水産物や肉類など輸入品の多さに驚かされます。この多さは輸入品が比較的低価格である上に、品質もよいことを反映していますが、私は同じような品質ならば、国産、特に近郊でとれた地場産を選んでいきます。

国産品と輸入品の違いについて考える時、「フードマイレージ」に着目する議論があります。フードマイレージとは、農場から私たちの食卓までの輸送距離（フードマイル）に注目した考え方で、食料輸送における環境への影響の大きさを表す「指標」のことです。「食料を遠くから運ぶと燃料を余分に使い、排出ガスが増加するなど様々な環境負荷が増大する」という視点から、英国の消費者運動家ティム・ラング氏らが発案した指標です。

2000年の日本のフードマイレージと、韓国や米国と比較をすると、日本は韓国の3・4倍、米国の3・7倍のエネルギーを使っていることが分かりました。これは、様々な国からいろいろな食料を輸入して多彩な食生活を送っている今の日本の姿を表しています。

その反面、トレーサビリティ（食品の生産過程の追跡）が不十分になる可能性や日本の自給率の低さが地球環境へ大きな負荷をかけていることも浮き彫りになっています。日本のフードマイルは現在も延び続けています。

近年、各地で推進されている「地産地消」は「そこでとれたものは、そこで食べよう」というフードマイレージ低減への取り組みという側面があります。地産地消を掲げる民間宅配業者も多く存在し、会員数が年々増加するなど消費者にも人気のようです。

行き過ぎた国産信仰は賢い選択とは言い難く、保護貿易主義だとの指摘もありますが、「フードマイレージを意識することも、グリーンコンシューマーとしての意思表示の一つである」と、心にとめておきたいものです。



御嵩の お店紹介



フェアトレード&エコロジーのお店

「銀の森」

昨年春、ささやかにデビューしました。公平な貿易とエコロジーをめざしたお店です。自宅の一部に商品をおいているだけなのでささやかなものですが、志しだけは高いのです。

ころざしそのいち

アジア、アフリカ、中南米等の暮らしや文化、環境を尊重しながら継続的に彼らの自立を支援します。オーガニック衣料品、食品、手づくりアクセサリー、雑貨等ございます。

ころざしそのに

地元の有機農業生産者を応援します。水トラストの提案する流域自給に少しでも役に立ちたいと願って…。

ころざしそのさん

私たちが捨て去った先人の知恵を取り戻し生活に取り入れていきたいと。

以上このような「銀の森」をヨ・ロ・シ・ク！

〒505-0125 岐阜県御嵩町伏見1437

FAIR TRADE&ECOLOGY 銀の森 小西 和子

tel&fax 0574-67-0538

営業時間 10:00~17:00

定休日 毎週木曜日、第3・4日曜日

●水トラスト総会&御嵩町長 柳川喜郎さんと語る会開催

NPO法人となって2回目の総会を6月15日(土)に名古屋働く人の家で開催します。

巨大産廃処分場建設問題がこう着状態となっている今、水トラスト運動に問われているものは何か、どんな運動が必要かなどの議論もしたいと考えています。また、今回の総会は2部制としました。第2部では御嵩町長柳川喜郎さんが登場します。多くのみなさんのご参加おまちしています。

みたけ・500万人の木曾川水トラスト総会

第1部 14時~15時 総会

第2部 15時~17時 柳川町長と語る会

●森の作業今後の予定

今年度も毎月第2土曜日の午前10時御嵩町中公民館集合で森づくりの作業をおこないます。

今号6ページでお知らせしましたように、丸太小屋の輪郭がはっきりするところまで

やつと作業が進みました。目に見える形で具体的に小屋が出来上がっていく作業は本当に楽しいものです。なんとか、この秋森開き4周年には完成させたいものです。人手は多ければ多いほど作業も進みます。大工仕事未経験でもぜんぜん平気です。

小屋建設のほかに散策路の手入れもそろそろ必要になってきています。いくらでも仕事はありますから軽い気持ちでぜひご参加ください。

●事務局スタッフ募集中!

みたけ・500万人の木曾川水トラストでは、事務局機能を担うスタッフを募集中です。

「水トラストニュース」の編集・発行、会費・寄付金・助成金の管理、NPO事業報告書作成、事業計画の提起・具体化など仕事はたくさんあります。懸案となっているホームページ作成と立ち上げの仕事も残っています。特殊な知識や経験は要りませんが、やる気は少しだけ必要です。興味本位でも結構ですから一度事務局会議に参加してみませんか?
ご連絡おまちしています。

編集後記

多治見市にある名古屋市の愛岐処分場で汚水貯水池の汚水をオーパーフローさせ

たまま放置していた事件が発覚した。貯水池への流入水を調節するバルブが遠隔操作できなくなっていることを知りながら現場係員と責任者は本庁への報告を怠っていた。

この地域で最大のごみ発生源である名古屋市(民)は、ごみを自地域でなく他地域で処分させてもらっているということに感謝こそすれ無自覚であってはならないはずだ。

己の行いが他者にどう思われるかまとも想像できない「役人」が多すぎる。

特定非営利活動法人NPO
みたけ・500万人の木曾川水トラスト

〒456-0034

名古屋市熱田区伝馬2-28-14 名古屋働く人の家 気付

TEL&FAX 052-682-4737

郵便振替 00800-9-64810

MITAKE
Wishing Well
Trust